

## 大月市立猿橋中学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

#### (2) いじめに関する基本的認識

- ①いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ③いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- ④いじめは、大人がわかりにくいところで行われ、発見しにくい。
- ⑤いじめは、教職員に生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑥いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑦いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携をして取り組む問題である。
- ⑧けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ⑨いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ⑩教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ⑫学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

### 2. いじめの防止等に関する組織

#### (1) 名称 いじめ対策委員会

#### (2) 構成員 ①校長 ②教頭 ③教務主任 ④各学年主任 ⑤養護教諭 ⑥生徒指導主事

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、学校評議委員、PTA役員等、必要に応じて構成員に加える。

### (3) 役割

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取り組みの実施，年間計画の作成・実行，検証，修正
- ②いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
- ③いじめの状況把握及び分析，記録，共有
- ④専門的な知識を有する関係者等との連携
- ⑤教職員の研修の実施
- ⑥事案に対応する教職員への支援
- ⑦その他いじめ防止に関わること

### (4) 開催時期

- ①毎週1回行われる生徒指導委員会の中で開催する。
- ②事案発生時は可能な限り速やかに開催する。

## 3. いじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

- ①すべての教育活動を通して，生徒が他者と心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ②生徒が規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活動できるような授業づくり，集団づくりに努める。
- ③生徒がいじめを自分たちの問題として考え，主体的に話し合う機会をつくる。
- ④教職員の言動が生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払う。
- ⑤社会全体で生徒を見守り，健やかな成長を促すため，家庭，地域と連携する。必要に応じてPTAや地域の関係機関と協議する。
- ⑥生徒が家庭の温かな人間関係の中で，いじめを行わないような規範意識を養ったり，いじめの防止等について理解を深め，生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりをできたりするよう，保護者へ協力をお願いする。

### (2) いじめの早期発見

- ①生徒の見守り，信頼関係の構築に努める。
- ②気になることは，ささいな兆候であっても，早い段階から関りをもち，積極的に認知する。
- ③いじめを軽視したり，隠したりせず，教員間で情報共有する。
- ④定期的にアンケート調査，個人面談を行い，生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑤いじめ等を訴えやすくするために，生活記録ノートを全員に出させるように努める。
- ⑥原則，全員面談をスクールカウンセラーに依頼する。
- ⑦いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について周知する。

### (3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ア．発見・通報を受けた職員は，速やかに校長，教頭，学年主任等に報告する。
  - イ．発見・通報を受けた職員は，被害生徒の状況を確認し，必要に応じて安全を確保する。
  - ウ．いじめ対策委員会を開催する。

- エ. 緊急職員会議を開催し、職員全体での共通理解を図る。
- オ. 保護者への協力を依頼する。
- カ. 必要に応じて関係機関（警察、児童相談所等）、専門家等と連携し、対応する。特に、生徒の命や安全を守ることを最優先に、必要に応じて警察への相談・通報を行う。
- キ. いじめられた生徒からの情報や複数の教職員が個別に認知した情報、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の生徒ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。

## ②加害生徒に対する対応

- ア. 事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、適切に指導する。
- イ. 生徒の状況に応じた継続的な指導を行う。
- ウ. 保護者への協力を依頼する。

## 4. いじめ重大事態への対処

### （１）いじめ重大事態への対応

- ①文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂版）により適切に対応する。
- ②年度初めの職員会議等で、基本方針や法、国や市の基本方針、生徒指導提要等の理解を深める。

### （２）調査結果の提供及び報告

- ①いじめを受けた生徒や保護者に、事実関係等の必要な情報を適切な方法で説明する。
- ②情報の提供時には、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③調査組織の調査結果は、学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて市長に報告する。

## 5. その他の留意事項

- （１）いじめをはじめとする生徒指導上の問題に関しての校内研修の充実を図る。
- （２）学校評価の結果をもとに、取組について検証する。
- （３）大月市の基本方針改定の際には確実に改定を行う。
- （４）国の動向や社会情勢を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要がある場合は必要な措置をとる。

6. いじめ防止指導計画

|      | 4 月                      | 5 月          | 6 月 | 7 月           | 8 月   | 9 月 |
|------|--------------------------|--------------|-----|---------------|-------|-----|
| 会 議  | 事案発生時の緊急対策会議<br>いじめ対策委員会 |              |     |               |       |     |
|      | 基本方針確認                   |              |     |               | 教職員研修 |     |
| 防止対策 | 学級づくり                    |              |     |               |       |     |
|      | 人間関係づくり                  |              |     |               |       |     |
|      | 学年部会等<br>での啓発            |              |     | ネット犯罪<br>防止教室 |       |     |
| 早期発見 |                          | 教育相談期間       |     |               |       |     |
|      |                          | いじめ<br>アンケート | QU  |               |       |     |

|      | 1 0 月                    | 1 1 月 | 1 2 月 | 1 月         | 2 月          | 3 月 |
|------|--------------------------|-------|-------|-------------|--------------|-----|
| 会 議  | 事案発生時の緊急対策会議<br>いじめ対策委員会 |       |       |             |              |     |
|      |                          |       |       |             |              |     |
| 防止対策 | 学級づくり                    |       |       |             |              |     |
|      | 人間関係づくり                  |       |       |             |              |     |
|      | 人権教室                     |       |       | 新入生事前<br>指導 |              |     |
| 早期発見 | 教育相談期間                   |       |       |             | 教育相談期間       |     |
|      | いじめ<br>アンケート             | QU    |       |             | いじめ<br>アンケート |     |

平成26年 1月 7日策定  
 令和 5年 5月29日改定  
 令和 7年 4月23日改定